

# 〔1〕 仙台市私立幼稚園運営費補助金

## 1 制度の概要

仙台市では、幼児教育の育成充実と保護者負担の軽減を図ることを目的に、従来制度の私立幼稚園の運営費の一部を補助しています。この補助金のことを「運営費補助金」といいます。

### (1) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

ただし、幼稚園が経費を負担する場合に対象とし、県等の補助金の対象となる経費は対象となりません。

- ① 園具費（幼稚園で使用する備品、警報ベル等の防犯設備、遊具の調達（付随する取付け工事を含む）、園具の安全管理・維持修繕に要する経費）
- ② 教材・教具費（楽器類・紙芝居・粘土・文房具・図書類等）
- ③ 教育研究費（各種教育研究会議の費用・教育研究図書類等）

※ 幼稚園職員が研修会に参加する際の旅費・受講料・資料代は補助対象となりますが、日当・懇親会費・食事代は補助対象経費とならないので注意してください。

### (2) 補助金額

- ① 施設割 1施設 160,000円
  - ② 園児数割 5月1日現在の園児数(満3、3、4、5歳児)×1,500円
- 上記①と②の合計金額を限度額として、補助の対象となる経費を補助します。

### (3) 実績報告

2月中旬に提出いただく予定の実績報告書に基づき、補助対象経費の使用状況を確認します。提出の際は以下の点にご注意ください。

- ① 補助対象経費の確認  
研修会参加者の日当等、補助対象経費ではない経費が含まれていないことを確認してください。
- ② 他の補助制度の対象経費の確認  
県の補助や幼稚園地域子育て支援事業補助等の対象経費となっているものが含まれていないことを確認してください。
- ③ 領収証(写し)の確認  
添付する領収証(写し)は、次に掲げることを必ず明記したものにしてください。記入のないものは原則補助金の経費対象外とします。ただし、請求書や納品書と合わせることで金額・内訳等が確認できるもの（請求書・納品書にも次に掲げることの明記が必要）はこの限りではありません。

- |          |   |
|----------|---|
| ア 領収年月日  | 補助金交付対象年度中のものであること。   |
| イ あ て 先  | 学校法人で複数の幼稚園や学校を運営している場合は、幼稚園名も記載されていること。  |
| ウ 金 額    |   |
| エ 内 訳    | 具体的に記載されていること。品数が多く領収書に具体的に記載することができない場合は請求書や納品書の写しが添付されていること。                    |
| オ 領収証発行者 | 必ず『住所』『会社名（個人の場合は氏名）』『社印（個人の場合は印）』『連絡先電話番号』を明記されていること（市から内容について確認の連絡を取る場合があるため。）。 |

《領収証：見本》

イ	領収証	ア
		令和〇〇年〇月〇〇日
△△幼稚園 様	ウ	
	金 11,000 円	
エ	上記のとおり確かに領収いたしました	
内訳：園児用いす 2脚 @5,500円		
	オ	
	仙台市青葉区上杉1-5-1	
	株式会社 たなばた仙台営業所	印
	所長 青葉 茂	
	電話番号 022(225)7211	

- ※ 本手引きP15「[\[8\] 仙台市補助金制度の主な留意点](#)」を参考にしてください。
- ※ 研修会等の参加費及び旅費の場合は、領収証(写し)以外に、大会要綱や参加案内パンフレットなど、日程・目的地・研修内容・参加費用のわかるものの写しを必ず添付してください。

## 2 年間スケジュール

4月下旬	園児数調査票の提出期限
6月上旬	補助金交付申請書等の提出
7月中旬	補助金の受領
2月中旬	実績報告書の提出期限
翌年度 6月末日	収支決算書の提出期限